

同時発表：警察庁

令和元年5月9日
国土交通省航空局

G20大阪サミット会場上空における飛行制限区域等の設定

国土交通省は、G20大阪サミット開催に伴い6月27日から7月1日までの間、インテックス大阪を中心とする半径25海里（約46km）の円内の地域において、飛行制限区域の設定を行います。

国土交通省は、関係省庁と連携し、G20大阪サミット等をめぐる国際テロ等の厳しい情勢を踏まえ、航空機によるテロ防止対策の一環として、以下のとおり航空法第80条に基づき飛行制限区域の設定を実施いたします。

【飛行制限区域の設定の概要】

- (1) 期間
令和元年6月27日（木）午前0時から7月1日（月）午前0時まで
- (2) 範囲
インテックス大阪（北緯34度38分15秒、東経135度25分10秒）を中心とする半径25海里（約46km）の円内 <資料参照>
- (3) 高度
高度は限定しない。
- (4) 飛行制限を適用しない航空機
要人輸送に使用する航空機、警備等を任務とする航空機、管制機関から飛行を認められた航空機等

<資料> G20大阪サミット開催に伴う飛行制限区域設定の概要図

<参考>

航空法第80条（飛行の禁止区域）

航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

問い合わせ先：国土交通省航空局
総務課危機管理室
前田、工藤（内線 48179、48286）
代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8700
FAX 03-5253-1656

G20大阪サミット開催に伴う飛行制限区域設定の概要図

